

別表3

記載事項	法令
<p>1 開催日時・場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)</p> <p>2 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名</p> <p>4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 監事が、監事の選任もしくは解任又は辞任について意見を述べたとき<会計監査人が会計監査人の選任、解任もしくは不再任又は辞任についての意見を述べたとき></p> <p>(2) 監事を辞任したものが、辞任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき<会計監査人を辞任した又は解任された者が、解任後又は解任後最初に召集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由または解任についての意見を述べたとき></p> <p>(3) 監事が、理事が評議委員会に、提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は、著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会報告したとき</p> <p>(4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき</p> <p><(5) 計算書類及び附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議委員会において意見を述べたとき></p> <p><(6) 会計監査人が定時評議員会で出席要求が決議されたときに定時評議員会に出席して意見を述べたとき></p> <p>5 出席した評議員、理事、監事及び会計監査員の氏名又は名称</p> <p>6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>【施行規則】第2条の15 法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合も含む。)</p> <p>ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合も含む。))</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条</p> <p>ニ 法第45条の18第3項に置いて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項</p> <p>ヘ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>七 議長録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>